

湖周行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、組合長及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報の写しの交付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(湖周行政事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 湖周行政事務組合個人情報保護条例（平成23年湖周行政事務組合条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の湖周行政事務組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」

という。)の職員である者又は職員であった者のうち、前条の規定の施行前において旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報取扱事務の処理を受託したものが行う当該業務に従事している者若しくは従事していた者又は公の施設の指定管理者の指定を受けたものが行う当該業務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項又は第17条から第19条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己の個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

(湖周行政事務組合情報公開条例の一部改正)

第4条 湖周行政事務組合情報公開条例(平成23年湖周行政事務組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「15日」を「30日」に改める。

第15条中「45日」を「60日」に改める。

第23条第1項中「湖周行政事務組合個人情報保護条例(平成23年条例第10号。以下「個人情報保護条例」という。)第24条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項」に、「並びに個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第6号、第10条及び第15条第5号の規定により意見を聴くため並びに情報公開制度及び個人情報保護制度」を「及び情報公開制度」に改め、同条第2項中「及び個人情報保護」を削る。

第27条第1項中「個人情報保護条例第21条に規定する開示等可否決定」を「個人情報保護法第82条、第93条及び第101条に規定する決定」に改める。